

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年7月13日（令和4年（行個）諮問第5150号）

答申日：令和5年3月2日（令和4年度（行個）答申第5219号）

事件名：本人が提出した特定日付け勧告請求状等に付随する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙3に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年1月27日付け府公第31号により内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書受付簿、文書管理簿の追加開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### (1) 審査請求書

本件開示請求保有個人情報の対象行政文書とは、国家行政組織法上の各行政機関が取り扱う公文書の管理につき公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）31条による内閣総理大臣あて勧告請求を求めた「法令に基づく申請」が対象とされており、第三者に対する行政庁の処分が申立人の権利義務関係にも法的影響を及ぼす場合には、行政事件訴訟法9条2項をもって法律上の利益があると看做されている法的関係であるから、日本国民として国家行政組織法上の違法な行政の運営に対する事後的な調査権は正当な権利であり、第一に、本件保有個人情報開示請求に対する原処分は、内閣府行政文書管理規則違反に当たる行為として正当な理由が示されていない点につ

き，明らかに合理的理由のなき処分は職務遂行上の重大な欠陥ある違法を免れないから，国民の事後的調査権の行使に対し，日本国憲法13条に基づく幸福追求権に当たる「知る権利」を侵害した違憲行為である。第二に，本件保有個人情報開示請求に対する原処分は，内閣府行政文書管理規則違反に当たる行為として明らかに公文書管理法4条（作成），5条（整理），6条（保存）各所定の事由に反する事実関係がある点につき，保有個人情報の利用に関し開示請求人本人の利益だけでなく，現在及び将来的にも個人情報を管理すべき関係行政機関の社会法益にも行政の適正な運営において著しい矛盾が生じる審理過程上の重大な欠陥ある違法を免れないから，国民の事後的調査権の行使に対し，前記公文書管理法違反の是正もせず日本国憲法13条に基づく幸福追求権に当たる「正す権利」を侵害した違憲行為である。捕捉として，令和元年12月24日付け第80回公文書管理委員会議事「2. 公文書監察室の活動報告等について」の記事資料で確認できるとおり，被監察部署「各行政機関170部署のうち164部署（96.5%）が問題点を指摘されている」現状が国内外マスメディアで公表されているが，（内部）監査対象はあくまで現に行政文書を作成・取得した各行政機関を対象としている現状であって，法律上作成すべき行政文書を作成していない各行政機関での公文書管理に関する現状は極めて深刻であり，既に担当委員・特定職員Aの意見でも，「各文書管理者が自己点検をしまして，総括文書管理者への報告その時点においては，例えば当該課あるいは室において特に改善を要する事項がないと申告いたしましても，その後，当該行政機関の部局が実際に監査を行ってみますと，必ずしも適当ではない例が，当該行政機関の内部監査で判明した例がある」旨摘示しているとおり，改めて内部監査されるべき深刻な現況。

## （2）意見書

請求人が本件保有個人情報の変更追加開示を求める理由について

本件請求においては，デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則3条2項の規定により係属された法定関係を準用する。

第一に，（主たる請求）

本件原処分は，公文書管理法31条に基づく内閣総理大臣の権限による公文書管理法違反の是正を図る国家行政組織法上の行政機関での事務の取扱いに対する法的関係であり，諮問庁は公文書管理法5条（整理）に基づき同法7条（行政文書ファイル管理簿）の規定により管理された行政機関の保有する個人情報情報が情報開示される法的関係であるから，「当該文書における勧告請求状に係る記載は，行政文書ファイル名や行

政文書ファイルの管理部署名、保存期間等といった書誌情報」も情報開示されるべき権利義務関係は明白。

第二に、（従たる請求）

原処分について、行政事件訴訟法9条2項（原告適格）に準じた法律上の利益を顧慮すれば、形式的には、公文書管理法31条の規定が内閣総理大臣の権限による国家行政組織法上の行政機関による公文書管理法違反の是正を図る事務の取扱いに対する法的関係につき、事後に適正な公権力の行使をもって第三者に対する処分に連動した情報公開関連法上の個人の権利義務関係も変動する法的関係の蓋然性は日本国憲法13条で保障すべき幸福追求権に基づく「知る権利」であるから、前記対象行政文書の情報公開は必要不可欠。実質的にも、諮問庁は「この法律を実施するため特に必要があると認める場合」に反して、「一般国民からの何らかの処分を求める行為や当該行為に対しての諾否の応答をすべきことについては、法令上定められていないことから、担当部署においては、当該請求に対して、特段の対応を行わず、当該文書を公文書管理に関する個人・団体からの陳情・要望として受理し」旨説示するが、当該公文書の内容は厚生労働省が管轄すべき第一号法定受託事務による虚偽公文書の偽造を含めた形骸化された法治主義による日本国内での統治機構の内部からの壊乱による内乱未遂関連に関する事務の取扱いの現況を執っても極めて深刻で、明らかに公文書管理法の運用において原処分は違法な公文書の管理として職務遂行上の重大な欠陥があり、同法4条（作成）、5条（整理）、6条（保存）各違反も黙認し続けた経過を含め重大かつ明白な瑕疵は法的にも無効であるから、事後的でも日本国憲法13条で保障されるべき幸福追求権に基づく「正す権利」をもって再調査の上で処断されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

令和4年4月21日付けで提起された処分庁による保有個人情報全部開示決定処分（原処分）に対する審査請求について、下記の理由により、原処分の一部を変更し、「文書受付簿（特定年）」を新たに特定して開示することとし、その余の部分はこれを棄却することが妥当であると考える。

#### 1 本件審査請求の趣旨及び理由について

##### （1）審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った保有個人情報開示請求に対して、法18条1項の規定に基づき、保有個人情報を全部開示する原処分を行ったところ、審査請求人から、「保有個人情報開示請求の対象である文書受付簿、文書管理簿も追加開示」すべきであるとして、原処分の変更を命じるとの裁決を求める審査請求が提起されたものである。

##### （2）審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

第三者に対する行政庁の処分が審査請求人の権利義務関係に法的影響を及ぼす場合、違法な行政の運営に対する事後的な調査権は、日本国民としての正当な権利である。原処分は、内閣府行政文書管理規則違反に当たる行為であり、国民の事後的調査権の行使に対しては、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に当たる「知る権利」を侵害した違憲行為であり、また、公文書管理法4条（作成）、5条（整理）及び6条（保存）の違反の是正もしておらず、日本国憲法13条に基づく幸福追求権に当たる「正す権利」を侵害した違憲行為である。更に、各行政機関の公文書管理は、内部監査されるべき深刻な現況である。

## 2 本件対象保有個人情報及び原処分について

本件開示請求は、審査請求人からの「特定年月日A付け、特定年月日B付け、特定年月日C付け内閣総理大臣あて公文書管理法31条による勧告請求状及び同上申書に付随する各行政文書一式」であり、内閣府が作成した文書に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁においては、審査請求人からの保有個人情報の開示請求に対し、「特定年月日D付け特定番号保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）及び同決裁添付書類」（以下「保有個人情報決定通知書等」という。）に記載された審査請求人の氏名を保有個人情報として特定し、これを全部開示する原処分を行った。

## 3 原処分の妥当性について

### （1）審査請求人からの特定年月日B付け勧告請求状の提出と対応について

特定年月A、審査請求人から、内閣総理大臣宛に、特定年月日B付け勧告請求状（以下「勧告請求状」という。）が郵送された。当該文書は「経由先内閣府人事局特定職員B」（正しくは「内閣官房内閣人事局長特定職員B」。）とされていたものの、公文書管理法31条に基づく申請である旨明記されていたため、内閣官房内閣人事局ではなく、公文書管理法を所管している内閣府大臣官房公文書管理課（以下「担当部局」という。）に回付され、担当部局が受理し、「文書受付簿（特定年）」に件名、発信者など所定の情報を記録した。

勧告請求状は、公文書管理法31条の規定に基づき、内閣総理大臣に勧告処分を求めるものであるが、当該規定は「この法律を実施するため特に必要があると認める場合」に行使できるとされており、一般国民からの何らかの処分を求める行為や当該行為に対しての諾否の応答をすべきことについては、法令上求められていないことから、担当部局においては、当該請求に対して、特段の対応を行わず、当該文書を公文書管理に関する個人・団体からの陳情・要望として受理し、「公文書管理に関

する個人・団体からの陳情・要望（特定年度）」という行政文書ファイルに保存した。

(2) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の特定について

処分庁においては、本件開示請求を受けて、担当部局の書棚や共有ドライブ内の公文書管理に関する個人・団体からの陳情・要望や行政文書開示請求等に係るファイルを入念に検索した。

その結果、特定年月日B付け勧告請求状と、当該文書に関連して審査請求人が行った保有個人情報の開示請求に係る文書（保有個人情報開示請求書や保有個人情報決定通知書）に、審査請求人の個人情報が記載されていることを確認した。

その上で、本件開示請求の対象は内閣府作成書類に限るとの審査請求人の請求の趣旨に鑑み、保有個人情報決定通知書等に記載された審査請求人の個人情報を本件開示請求の対象として特定した。

一方で、「文書受付簿（特定年）」については、審査請求人の個人情報（氏名）が記載されているものの、当該文書は公文書管理に関する個人・団体からの陳情・要望に特化して作成・保存しているものではなく、また、別の行政文書ファイルとして、別の場所に保存していることから、本件開示請求の対象として特定するには至らなかった。

また、特定年月日A付け及び特定年月日C付けの「内閣総理大臣あて公文書管理法31条による勧告請求状及び同上申書」については、どちらも担当部局において受理していないため、処分庁において、付随する文書を作成・取得していない。

(3) 原処分の妥当性について

審査請求人は、「保有個人情報開示請求の対象である文書受付簿及び文書管理簿を追加開示」すべきであると主張する。

「文書受付簿（特定年）」については、上記（2）で述べたとおり、原処分において本件開示請求の対象として特定するには至らなかったものの、本件審査請求において、審査請求人をして「文書受付簿」の開示も求めていることが明らかになったため、その審査請求人の意向を踏まえ、「文書受付簿（特定年）」に記載された審査請求人の氏名を、新たに本件開示請求の対象となる保有個人情報として特定し、勧告請求状の受付に係る箇所の全部開示決定を行うことが妥当であると考えられる。

一方で、「文書管理簿」に該当する文書として、担当部局において「行政文書ファイル管理簿（特定年度）」を作成・保存しているが、当該文書における勧告請求状に係る記載は、行政文書ファイル名や行政文書ファイルの管理部署名、保存期間等といった書誌情報のみであり、審査請求人の個人情報は記載されておらず、これを本件開示請求の対象として特定することはできない。

なお、勧告請求状は「公文書管理に関する個人・団体からの陳情・要望（特定年度）」に保存しているが、上記（１）で述べたとおり、担当部局においては、当該請求に対して、特段の対応を行っていないため、勧告請求状以外の行政文書は編てつしていない。

#### （４）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、原処分が、内閣府行政文書管理規則違反であることや日本国憲法１３条に基づく幸福追求権に当たる「知る権利」及び「正す権利」を侵害した違憲行為であること、更には、内部監査されるべき深刻な現況であること等を主張するが、原処分に係る文書は、内閣府行政文書管理規則等に基づき適切に処理されており、審査請求人の主張は失当であるばかりでなく、もとより、これらの主張は、保有個人情報の開示に係る原処分の妥当性とは関係が無い。

#### ４ 結論

以上のとおり、「文書受付簿（特定年）」については特定すべき保有個人情報記録された文書と解することができることから、原処分の一部を変更し、新たに特定して開示すべきであるが、一方で、その余の部分については、審査請求人には理由がないことから、これを棄却することが妥当であると考えます。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和４年７月１３日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年８月２５日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和５年１月２７日 審議
- ⑤ 同年２月２４日 審議

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報１を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「保有個人情報開示請求の対象である文書受付簿、文書管理簿も追加開示」すべきとして、保有個人情報の追加特定を求めているところ、諮問庁は、本件対象保有個人情報２を本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報として追加して特定し、開示決定等を行うことが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

##### ２ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

###### （１）諮問庁の説明の要旨

上記第3の2及び3のとおり。

(2) 検討

- ア 諮問庁は、上記第3の3(3)において、原処分で特定した本件対象保有個人情報1の外に、本件対象保有個人情報2が、本件請求保有個人情報に該当するとして、本件対象保有個人情報2を追加して特定することが妥当である旨説明するところ、当審査会において、諮問書に添付されている本件対象保有個人情報2を確認したところ、本件対象保有個人情報2は、文書受付簿(特定年)に記録された保有個人情報であり、その記録された内容から、本件請求保有個人情報に該当すると認められる。
- イ 諮問庁は、上記第3の3(3)において、審査請求人が追加開示を求めている「文書管理簿」については、担当部局において「行政文書ファイル管理簿」を作成・保存しているが、当該文書における勧告請求状に係る記載は、行政文書ファイル名(公文書管理に関する個人・団体からの陳情・要望(特定年度))や行政文書ファイルの管理部署名、保存期間等といった書誌情報のみであり、審査請求人の個人情報は記載されておらず、これを本件開示請求の対象として特定することはできない旨説明するところ、この諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はないことから、「行政文書ファイル管理簿」に記録された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められず、本件請求保有個人情報に該当するとは認められない。
- ウ 諮問庁は、上記第3の3(2)において、特定年月日A付け及び特定年月日C付けの「内閣総理大臣あて公文書管理法31条による勧告請求状及び同上申書」について、どちらも担当部局において受理していない旨説明する。そこで、この諮問庁の説明について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、特定年月日A付け勧告請求状については、当時の公文書管理課担当者に確認したところ、内閣官房内閣総務官室(請願担当)が受け付け、保有していたところ、審査請求人の求めに応じて、同室(請願担当)が返送したとのことである旨説明し、また、特定年月日C付け勧告請求状については、本件開示請求を受け、内閣府大臣官房総務課(内閣官房の情報公開窓口を兼務する職員)が同室(請願担当)に確認したところ、同室(請願担当)において保有している旨説明する。この諮問庁の説明は、特段不自然、不合理な点があるとまではいえないから、これを否定することはできない。
- その他、内閣府大臣官房において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

エ 上記第3の3(2)の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

オ したがって、内閣府大臣官房において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、諮問庁が本件対象保有個人情報2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象保有個人情報2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、内閣府大臣官房において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 1（本件請求保有個人情報記録された文書）

特定年月日 A 付け，特定年月日 B 付け，特定年月日 C 付け内閣総理大臣あて  
公文書管理法 3 1 条による勧告請求状及び同上申書に付随する各行政文書一式。

（但し，貴府作成書類のみ）尚，本件は行政機関の保有する個人情報の保護に  
関する法律施行令 2 1 条 2 項 2 号の規定を採用するものである。

※基本事件は同一の事案であるから，「一の行政文書」との趣旨。

別紙 2（本件対象保有個人情報 1 が記録された文書）

特定年月日 D 付け特定番号保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）及び同決裁添付書類

別紙 3 (本件対象保有個人情報 2 が記録された文書)

文書受付簿 (特定年)